



オンライン交流で絆を深める

11月27日(土)、稚内とサハリンの高校生がオンライン交流を実施しました。平成24年度から続けられている青少年交流事業ですが、新型コロナウイルスの影響で相互訪問が叶わないことから、昨年に続きオンラインでの開催となりました。自己紹介をしたあと、事前に収録した動画でお互いの街の魅力を紹介。続いてフリートークでは、日常生活や将来の夢、お互いの国で知っている言葉などを質問し合い、終始和やかな雰囲気ですべてを深めていきました。



かっぱい「よいしょ〜！」

12月1日(水)、白樺保育所では、毎年恒例の伝統行事である「もちつき会」が行われました。太田所長から餅つきについて説明があった後、2歳児から順番に子ども用の杵でおもちつきを開始。年齢の数だけお餅をつくと、ホール内には、「よいしょ〜！、よいしょ〜！」のかけ声が響き渡っていました。さっそく、みんなで協力してつきあがったお餅を、砂糖醤油やきなこなどを付けて食べ比べし、園児たちは、「うまい〜！」「美味しい！」と満面の笑みを浮かべていました。



くらしの豆知識 ④④

◆「成年年齢の引き下げ」により、消費者被害に遭わないために、自制心を強化しましょう！

民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これは、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すためのものとされており、例えば、親の同意が無くても、契約ができるようになります。「契約」といっても色々ありますが、例えば「物を買う」、「サービスを受ける」なども契約の一つです。これらの契約が、親の同意が無くてもできるようになります。

【自制心と責任を持った行動をしましょう】

18歳のほとんどの方が学生であり、社会経験がありません。悪徳事業者は、そのような判断力の乏しい人、経験の浅い人を狙っています。「あれが欲しい」、「これをしたい」などの誘惑や衝動に直面したときには、自制心をもって、相手やその契約内容について「信頼できるか・公平であるか」を慎重に判断しましょう。

【困った時は必ず周りの人に相談を！】

“大人はなんでも一人でしないといけない”ということはありません。親や友人など、複数の第三者の意見を聞くことが、消費者被害の防止に繋がります。万が一、トラブルが発生した際には、速やかに下記までご相談ください。時間が経過するほど、解決が困難になります。すぐに連絡を！

※お酒やタバコなどは、引き続き20歳まで認められません。
消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号
(保健福祉センター2階)
☎ 23 - 4133
平日10時～16時

作りませんか？ 便利なマイナンバーカード！

～出張申請窓口開設のお知らせ～

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書としての利用やオンラインでの行政手続きだけでなく、令和3年10月からは、事前に登録することで、市立稚内病院で健康保険証として利用できるようになりました。市では、次の日程で、申請の受け付けや相談を行う出張申請窓口を開設します。この機会に、ぜひご利用ください。

【日 時】

令和4年1月16日(日)
午前10時30分～午後3時

【会 場】

宝来地区活動拠点センター (宝来4)

◎当日必要なもの

- ①本人確認書類
・運転免許証やパスポート、各種障害者手帳等は1点のみ
・健康保険証や年金手帳、学生証等は2点必要です
- ②申請用の写真1枚(たて4.5cm×よこ3.5cm)
※当日、撮影も可能です。
- ③マイナンバーカード交付申請書
※ご自宅に届いている場合は、持参してください。
- ④通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

市内団体や企業など、職場単位でも開設できますので、お気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ》

市総合窓口課選挙・戸籍住民グループ ☎23 - 6407